

「佐渡金銀山」保存・活用行動計画
令和3年度事業点検・評価調書

4-I-23

4-I-23

章	第4章 世界遺産登録に向けた来訪者の受入体制整備	取組項目	立入可能・禁止区域の明示
節	I. アクセスルートの整備・来訪者の誘導等	事業主体	佐渡市防災管財課
事業(施策)名	23 立入禁止区域等の明示 (災害危険箇所)	関連団体	佐渡地域振興局(地域整備部、農林水産振興部)、佐渡市世界遺産推進課、佐渡市観光振興課、佐渡市建設課
事業実施期間	H28～R4		
事業概要	<p>【事業目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 遺跡近隣の立入可能・禁止区域を明示することにより、来訪者の安全確保、地域住民の日常生活維持等を図る。 <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 来訪者の安全と地元住民の生活確保のため、立入禁止や規制を検討し、看板等を設置する。 <p>【本計画終了時点のゴール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 来訪者の安全確保、地域住民の日常生活の維持。 		
これまでの取組実績	<p>危険箇所のモニタリングを実施、崩落箇所の立入禁止区域の範囲を確定した。 道遊の割戸裏崩落箇所の土堤工事、植栽工事が完了し、これらの道路付帯構造物として県で管理するため、土地を分筆し、県への所有権移転が完了した。</p>		
事業計画と実績	<p>【R3年度計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関と伴に危険箇所及び立入禁止区域の確認をする。 <p>【R3年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関による危険箇所・立入禁止区域の確認を行った。 		
課題・今後の取組	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 現在は、行政が管理する区域を中心に来訪者の安全確保に向けた対策を行っているが、民有地も含め対策を講じる。 <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 引き続き、来訪者の安全確保に向けた事業内容を検討していく。 		
事業評価	<p>【ゴールに対するR3末の達成度】 ◇ 概ね予定どおり進んでいることからB評価とした。</p> <p>[A ・ B ・ C]</p> <p>[A ・ B ・ C]</p>		

A: 予定を上回る進捗
B: 概ね予定どおり
C: 遅れている。